

**i** 保護者交流会(くろしお) なかま(会)の開催について

発達に関する不安や、障がいのある子どもがいる家庭を対象に、保護者交流会を開催します。お申し込みは左記までご連絡ください。

◆日時

8月2日(日)

午前9時～午後1時

◆場所 幡多青少年の家

◆対象者 小学生

・発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如・多動性障害など)もしくは、疑いのある子どもがいる家族。  
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの子どもがいる家族。

◆内容 シーカヤック体験

◆参加費 1家族 500円

◆申込期限 7月17日(金)

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 4312124



**i** 障がい児長期休暇支援事業の利用について

夏休み期間中に日中活動の場所を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、その家族の介護負担を軽減することを目的に障がい児長期休暇支援事業を実施します。

◆対象者

・特別支援学級および特別支援学校在学中の方  
・在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方  
・18歳以下の発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如・多動性障害など)の方

◆期間

中村特別支援学校の夏休み期間

※土日・祝日は休み

◆時間

午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション、音楽療法、リハビリテーション、創作活動、日常生活動作の支援、療育等支援

◆利用料金

1日600円(1人あたり)

◆開催場所

大方誠心園

◆持ち物

昼食(事前申込にて1食300円)で提供ができます。)

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 4312124



¥ 第11回特別弔慰金請求受付

戦後70周年より国が改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金を支給いたします。

◆支給対象者

令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母)がない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

※戦没者などの死亡当時のご遺族で次に該当する方

【1】 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

【2】 戦没者などの子

【3】 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

【4】 前記【1】から【3】以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間

令和5年3月31日まで

◆請求窓口

本庁健康福祉課福祉係

佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係

事前に左記までお問い合わせをお願いします。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 4312124

☎ 4312124